

琉球大学学術リポジトリ

鉏姓小橋川家の家譜冊分と祖先崇拜

メタデータ	言語: ja 出版者: 琉球大学教育学部 公開日: 2024-03-25 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 前村, 佳幸 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24564/0002020210

鉦姓小橋川家の家譜冊分と祖先崇拜

前村 佳幸*

The Genealogies of the Kobashikawa Families Surnamed Syo and Ancestor
Worship in the Second Sho Dynasty Ryukyuu

Yoshiyuki MAEMURA*

はじめに

鉦姓小橋川家は、家譜制度が本格的に施行された尚貞王（一六六九～一七〇九年）の時代を経た尚益王三年（一七一二）に「新参」の土族として認められた。王朝末期には、尚泰王の冊封を前に多額の献金を行い、「譜代」の家格を得た。那覇市歴史博物館には新参と譜代の二つの鉦姓小橋川家の家譜が存在する。装丁には差があるが料紙は白唐紙で同時に作成されたとみられる。本来、二つの家系に分岐しており、別々の家庭で所持されてきたものが、近現代になって一括して保管されてきたのであろう。これまで鉦姓小橋川家の家譜については、近世を通じて和式から中国風の系図に様式が移行したことを具体的に示す資料として注目されてきた。本稿は、那覇・泊に居住していた土族層について、鉦姓小橋川家の軌跡を通じて、近世琉球末期における社会的諸相を明らかにすることを主たる目的としている。そのため本稿では、鉦姓小橋川家の軌跡を閲覧するために当家家譜の記録全文とこれに依拠して作成した家系図を掲載する。

小橋川とは沖縄県中頭郡西原町の字である。北の内間との間に小川が流れ、下流は暗渠になっているが太平洋に注いでいる。他所にはない地

名である。このムラの地頭職を得た土族の子孫が家名としている場合もあり、地頭得分のない名島（名嶋）としてのみ認められた場合もあり、同時期に名前と位階称号が同じであっても家系はまったく異なる点に注意されたい。

第一章 鉦姓小橋川家の家譜と系図

鉦姓小橋川家は小橋川筑登之親雲上宗安が薩摩・福州への航海すなわち旅役における五主（船荷等管理者）として相応の成果を積み上げたことで、その嫡子を系祖として姓は鉦、名乗頭字は昭という系図持ちの身分を得たものである。嫡子以外に兄弟がいたのか、彼らの子孫も士分となったのか不明である。その後、家譜に小橋川筑登之親雲上の位階称号が記されるのは、三世昭致と四世昭政の二人であるが、宗安のように実際の公務で大いに寄与したのは昭致だけである。ただし、昭政の次男昭興と子の昭全を経て七世跡目昭常の妻真鶴による献金は「錢拾六萬貫文」に及び、これにより譜代の家格を認められ、五世昭興から始まる家譜を別に作成した。これが冊分けである。

* 琉球大学教育学部社会科教育専修所属

【文書1】

口上覚（角印）

乍恐申上候。若狭町村新参鉏氏嫡子故小橋川筑登之事、此節譜代家被成下誠以難有次第奉存候。依之奉訟候儀、近比奉恐入候得共系祖二者今程新参家二而御座候處、右系内二而者系釣又者禄付等間違之儀茂可致出来哉與別而念を奉存候間、何卒五次男小橋川尔や昭興より冊分申様被仰付被下度奉願候。此旨且様被仰上可被下儀奉願候。以上。

丑 若狭町村鉏氏故小橋川筑登之妻名代

二月 上里子

この時期、「銅銭」一六万貫文でなにごできたか例示すると、石造の比謝橋が再建された⁶。また、御物奉行配下の高所・田地方が管理する「清丈帳」の全面転写に「銅銭」三〇万貫文を要したが、首里金城村の津波古筑登之親雲上信純（秦廷橋）と那覇東村の宮城筑登之の母二人がそれぞれ一六万貫文を献納して余剰さえ生じている⁷。この額が新参士族が譜代の家格に上り、無系の家族が士族身分になる相場であったようである⁸。譜代の家譜には同治五年（一八七〇）生まれの九世昭裕まで掲載されているが、八世昭保は若年なので、実際に家運を高めたのは真鶴であり、生没年が家譜に記されていないのは健在だったからであろう。夫昭常（一八一八〜一八五二年）の生前にも「錢千貫文」の献金を行っている。ただし、昭常は若狭町村嫡子となつているが、譜代の家譜でも位階は赤冠の小橋川筑登之のままである。百姓もまた単独ないし共同の自普請などで褒賞を受けた。筑登之など称号や褒状が下賜され、『球陽』にも掲載される。それでも、百姓身分のままであり、子孫にまで余得を及ぼすことはできない。真鶴の父は慎姓東恩納筑登之寛務である。こちらは早い時期から譜代・新参に分かれており、現存する新参の家譜を参照

しても並行する譜代の家系について知ることができない。

この鉏姓小橋川家の家譜冊分けについて私見を述べると、近世初期に遡る家系であつても王朝末期に至るまで家譜を新造する機会や必要性が希薄であつたことを示している。近世に家譜制度が導入されて系図持ちという身分が固定化されたとはいつても、数世代を経てある程度の事績がなければ、家譜を仕立てようにも書きようがない。第一尚氏時代の中城城主であつた護佐丸を元祖とする毛姓も例外ではないように、元祖からさらに祖先を遡及して、その事績や由緒などを盛り込むことが認められていない点も一世代で冊子体の家譜が作れないことにつながる。あらかじめ空白の料紙を綴じた書冊を解いて家譜が仕次されていったことも推測されるが、管見ではそうした記述を知らないし、現物をもつて示すこともできない。むしろ、士族家庭の常態として指摘したいのは、生子証文や辞令書・褒状・覚・言上写などの文書原本を保管し、ある程度経過すると、それらの事績を認証する「仕次書」を作成してもらい、さらに家族の忌日法号を書付にまとめ、これを家譜の仕立てや仕次ないし冊分けの際に反映させるといふ過渡的な状況である。

小橋川家文書には真鶴の功勞について記し褒賞を願う冊子がある。印判はないが家譜と同じく錦を用いた美麗な装丁である。これを公的に裏付けるのが真鶴による献金に関する「覚写」を転写した「仕次書」である。鉏姓小橋川家伝世の生子証文と「仕次書」の内容はほとんど家譜に反映されているけれども、家譜に集約されて保管する必要性が低下し、いずれ処分される「仕次書」原本が遺されている点において小橋川家文書の史料的价值は高いといえよう。

【新参鉏姓家譜 正統】

序

夫考祖父小橋川筑登之親雲上者、童名眞蒲戸、號宗安。崇禎十年丁

丑八月十五日生。其父母未詳。
尚貞王世代

康熙十二年癸丑十二月二十日、琉假屋爲手代、赤八卷頂戴。次年甲寅五月到薩州、同十五年丙辰十月歸國矣。

康熙十五年丙辰十二月五日、叙筑登之座敷。

康熙十六年丁巳七月朔日、爲砂糖座筆者。

康熙十七年戊午、進貢才府毛姓安里親雲上美清赴中華時、爲五主。

同十九年庚申六月、歸國矣。

康熙十九年庚申、進貢才府馮姓具志親雲上清親赴中華時、爲火五主。

同二十一年壬戌、歸國矣。

康熙二十三年甲子、評價御物宰領武姓眞境名親雲上宗政赴薩州時、荷付五主。同年十月、歸國矣。

康熙二十五年丙寅、進貢才府倪姓屋部親雲上宗朋赴中華時、爲火五主。同年十月二十四日、叙黃冠。

同十二月、開船赴閩時、於洋中逢逆風漂着宮古嶋。

次年五月、歸到那霸津。九月、再開船到閩。同二十七年戊辰六月、歸國矣。

康熙二十七年戊辰、御物宰領倪姓屋部親雲上宗朋赴薩州時、爲荷付五主。同年十一月、歸國矣。

康熙四十二年癸未四月二十三日、不祿。壽六十六。

此人勤五主役、故康熙五拾一年壬辰十二月二十六日得訟、其嫡以昭昌爲系祖也。

昌爲系祖也。

紀録

系図略(図1/2参照)

新參一世昭昌 小橋川筑登之

童名眞三良。唐名鉏應基。行一。順治十七年庚子四月二十三日生。

父小橋川筑登之親雲上。

母久米村古波藏也女眞牛。

室榮氏山城親雲上基胖女思玉。

長女眞加戸。康熙二十二年癸亥七月四日生。嫁于桓氏山城筑登之嘉富。

新參長男昭盛。
新參次男昭明。翁氏我謝筑登之重義、因無嗣子、蒙爲猶子。
尚貞王世代
康熙十三年甲寅八月二十四日、結歆髻。
康熙二十九年庚午十二月二日、爲尚氏眞壁王子朝禎儀者、叙筑登之座敷。
康熙五十年辛卯三月朔日、不祿。享年五十二。號自性。

新參二世昭盛 小橋川尔也

童名眞樽。唐名鉏文徳。行一。康熙二十六年丁卯七月十六日生。

父昭昌。

母榮氏思玉。

室查氏國吉筑登之親雲上眞韶女眞龜。

長女眞牛。康熙四十八年己丑正月十日生。

次女眞蒲戸。康熙五十年辛卯十一月二十二日生。

新參長男昭致。

新參次男昭末。封氏嘉手納筑登之助潮、因無嗣子、奏訟爲嗣子。

尚貞王世代

康熙四十二年癸未八月九日、結歆髻。

康熙六十一年壬寅三月十二日、請訟以四月八日剃髮而名安仙。自康熙四十三年甲申始隨岐仙學醫道、其後同五十九年更隨安忠亦學。

本年六月二十四日、不祿。享年三十六。

新參三世昭致 小橋川筑登之親雲上

童名樽金。唐名鉅廷璉。行一。康熙五十三年甲午正月十二日生。

父昭盛。

母查氏眞龜。

室麿氏上里筑登之親雲上良興女眞牛。

長女思龜。乾隆二年丁巳十月九日生。

新參長男昭政。

次女眞蒲戸。乾隆十八年癸酉七月十九日生。

尚敬王世代

雍正七年己酉九月二十日、結歆誓。

乾隆三年戊午十二月十七日、爲久米村筆者、叙筑登之座敷。勤役九

箇月也。

乾隆十五年庚午六月六日、爲仕上世座筆者。

尚穆王世代

乾隆十六年辛未十二月二十三日、仕上世座筆者役之時、因公務宜辨

蒙褒賞。其書左記焉。

覺（原文草書）

午七月与里末六月迄仕上世座役人

久場里之子親雲上

照屋筑登之親雲上

嶋袋里之子親雲上

小橋川筑登之親雲上

右者役中帳内無出入相調引合方等無、近々相濟候段被申出神妙存候。此与右之面、江口達二而可申渡候也。

未

十二月廿三日

勘定奉行

三司官

乾隆十九年甲戌八月二十八日、因國將請封奉令、爲考定諸事之筆者。乾隆二十年乙亥十一月四日、爲冊封天使貴臨之事、奉憲令爲久米村日帳筆者。因是翌年丙子十月十日、從正副使大人賜親筆各貳張。乾隆二十二年丁丑四月十二日、叙黃冠。

本年四月二日、因例外特遣大通事鄭允迪大嶺親雲上、駕船接回謝恩法司・王舅等（法司王舅・宮平親方馬宣哲、紫金大夫根路銘親方鄭秉哲）奉命爲其外附筆者、於唐禮良禮物若干等事全竣、同十二月二十一日、那霸開船到馬齒山俟風。翌年正月二十一日、開洋。同日、到閩。此時有泊村馬艦一隻飄來在閩。奉王舅令、同北京大筆者源河里之子親雲上向永康營養其難人五名、又奉令同彼修葺接回王舅原船、晝夜勤勞、又赴布政司衙門、收領本國撫恤隨封人等銀兩伍百陸拾三貫陸百伍拾目。（封船在久米嶋破壞、各役貨物多失、強求撫恤本國給發銀兩、皇上追還其銀）日夜看守、帶回交納、至若在洋遭勤勞。六月六日、五虎開洋、因風不順漂至大嶋。彼地出洋、陡遭颶風、船幾沈溺、砍桅拾舵、槓槓盡失。茲又奉令、晝夜指揮水手、出力保船、既經數日、被風波稍息、令作權桅權舵、漂流日久、水糧已盡。幸取得口永良部嶋、嶋小而米糧木材甚少。因又承令同彼率領船匠等敢冒風波航至屋久嶋、一面懇求糧米發送救急、一面率匠入杣採買梳樹木等、回船補配槓槓。諸凡公務與貢接船筆者不異而勤勞。九月十八日、彼地開船。同二十三日、歸國。乃以謝恩衙門禮銀禮物併閩贍養難人修葺船費用及在屋久嶋採買物件逐一造冊、開消無錯、全竣。

乾隆二十四年己卯六月初日、爲砂糖座大屋子。

乾隆二十八年癸未二月初日、爲八重山嶋在番筆者。翌年三月十九日、

那覇開船到馬齒山。同二十二日、彼地開洋。同二十四日、到八重山石垣津。公務全竣、同三十一年丙戌五月二十日、石垣津開船。同二十四日、歸朝得命。此時在番向氏仲田里之子親雲上朝知、同僚向氏親泊里之子親雲上朝孝也。

乾隆三十二年丁亥十二月七日、爲給地御藏大屋子。

乾隆三十八年癸巳六月七日、爲寄大和横目。勤役二十箇月也。

乾隆四十年乙未二月朔日、再爲寄大和横目。勤役十二箇月也。

本年五月十二日、爲送迎進貢唐船之勤番、到馬齒山。翌年三月十一日、公務全竣、歸京。

本年十二月十日、叙座敷。

本年本月二十七日、爲大和横目。

乾隆四十一年丙申六月二十五日、爲送迎進貢唐船勤番、到久米嶋。

翌年八月十六日、公務全竣、歸京。

乾隆四十二年丁酉十二月二十七日卒。壽六十四。號全冬。

新參四世昭政 小橋川筑登之親雲上

童名眞三良。唐名鉏士英。行一。乾隆八年癸亥二月二十三日生。

父昭致。

母麿氏眞牛。

室馮氏石川筑登之親雲上清映女思戸。

長女眞牛。乾隆三十年乙酉二月十三日生。

次女思龜。乾隆三十二年丁亥十二月二十五日生。嘉慶十九年甲戌九月二十日死。享年四十八。號寂室。

繼室啓氏渡嘉敷筑登之親雲上綵生女思龜。

新參長男昭敷。

新參次男昭興。別有家譜。

新參三男昭義。麿氏上里筑登之親雲上良興、因無嗣奉訟、爲養子。

三女眞鶴。乾隆四十二年丁酉十二月十六日生。
新參四男昭賀

尚穆王世代

乾隆二十三年戊寅二月七日、爲親見世若筆者。

本年八月十六日、結歆髻。

乾隆三十一年丙戌十二月朔日、叙筑登之座敷。

乾隆四十七年壬寅十二月朔日、叙黃冠。

乾隆六十年乙卯正月三十日、不祿。享年五十二。號心岳。

新參五世昭敷 小橋川筑登之

童名樽金。唐名鉏振興。行一。乾隆三十五年庚寅五月十五日生。

父昭政。

母啓氏思龜。

室黎氏平良筑登之親雲上宗惠女眞龜。

新參長男昭長。

長女眞鶴。乾隆五十七年壬子五月六日生。

尚穆王世代

乾隆五十年乙巳十月十日、結歆髻。

尚成王世代

嘉慶八年癸亥十二月朔日、叙筑登之座敷。

號本然。

新參六世昭長

童名眞三良。唐名鉏克進。行一。乾隆五十四年己酉十一月十八日生。

父昭敷。

母黎氏眞龜。

室蔡氏翁長筑登之親雲上武休女眞與勢。

新參長男昭仲。

新參嗣子昭恭。

尚成王世代

嘉慶八年癸亥十月十五日、結歌髻。

尚灝王世代

道光二年壬午十二月朔日、叙筑登之座敷。

尚育王世代

道光十七年丁酉十二月朔日、叙黃冠。

新參七世昭仲

童名樽金。唐名鉏當時。行一。嘉慶十五年庚午十月十九日生。

父昭長。

母蔡氏眞吳勢。

尚灝王世代

道光四年甲申六月十日、結歌髻。

本年八月十三日、不祿。享年十五。號安心。

新參七世昭恭

童名眞三良。唐名鉏觀善。道光十七年丁酉九月三日生。雖爲實父麿

氏上里筑登之良憲、母葉氏福原筑登之親雲上兼卯女眞牛。昭長因無

嗣子、咸豐六年丙辰五月三日、奏請爲嗣子。

父昭長。

母蔡氏眞吳勢。

室牛氏我謝筑登之親雲上秀範女眞蒲戶。

長女思龜。同治六年丁卯六月四日生。

新參長男昭榮。

尚泰王世代

咸豐元年辛亥十月八日、結歌髻。

同七年丁巳十二月朔日、叙筑登之座敷。

新參八世昭榮

童名樽金。唐名鉏維新。行一。同治七年戊辰七月十一日生。

父昭恭。

母牛氏眞蒲戶。

【譜代鉏姓家譜 支流】

系図略(図3) 参照

紀錄

新參五世昭興 小橋川尔也

童名思次郎。唐名鉏振聲。行二。乾隆三十九年甲午九月十七日生。

父鉏應基小橋川筑登之昭昌四世鉏土英小橋川筑登之親雲上昭政。

母啓氏渡嘉敷筑登之親雲上綏生思龜。

室荊氏金城筑登之親雲上秀厚女眞蒲戶。乾隆三十九年甲午七月二十

日生。咸豐二年壬子三月十日死。壽七十九。號仙室。

長女眞牛。嘉慶二年丁巳十二月二十三日生。

新參長男昭全。

尚穆王世代

乾隆五十三年戊申十二月二十六日、結歌髻。

嘉慶九年甲子八月八日、不祿。享年三十一。號信士。

新參六世昭全

童名眞蒲戶。唐名鉏永昌。行一。嘉慶八年癸亥二月四日生。

父昭興。

母氏眞蒲戶。

新參跡目昭常。

嘉慶十六年辛未正月十三日殤。享年九。號橙花。

新參七世昭常

童名眞三良。唐名鉏必達。行一。嘉慶二十二年丁丑十二月二十日生。

原係父崔氏大嶺筑登之親雲上自本。母鉏姓小橋川仁屋昭興女眞牛。外戚之叔父昭全、因早死、道光七年丁亥十一月二十八日、奏訟爲跡目。室慎姓東恩納筑登之寛務女眞鶴。

譜代長男昭保。

長女眞牛。道光二十九年己酉正月二十三日生。

次女眞蒲戸。咸豐元年辛亥九月十日生。

尚灝王世代

道光十二年壬辰二月三日、結歆髻。

尚育王世代

道光十七年丁酉十二月朔日、爲問役、叙筑登之座敷。

道光二十年庚子十二月朔日、爲問役。

道光二十一年辛丑二月三十日、賞賜木綿布一端。其書記于左。

覺(原文草書)

木綿布一端

若狭町村嫡子

小橋川筑登之

右錢千貫文御借差上候。

右者冠船御入用銀御不足二付、有財之方者御借差上候様申渡候處、

右通御借上二而無利ニベ、去、年中御返濟被下置候。然者御用之程

厚汲受財力ニ應し御要用相辨、殊勝之至御座候間、爲御褒美、右通

被成下度奉存候事。

以上

丑

二月廿日

咸豐二年壬子三月二十一日、不祿。享年三十六。號自覺。

譜代八世昭保

童名思龜。唐名鉏世寶。行一。道光二十六年丙午十二月二十二日生。父昭常。

母慎氏眞鶴。

室桓氏宮里筑登之良安女思戸。

譜代長男昭裕。

尚泰王世代

咸豐三年癸丑二月八日、母眞鶴恭蒙賞賜譜代家。其書記于左。

覺寫(原文草書)

新參若狭町村嫡子

故小橋川筑登之

妻

右者追々冠船御渡來二付而者、莫大之御入需差見得、御手當

向及御難儀候段致承知、錢拾六萬貫文御借差上度願申出、殊

勝之心入一稜之御奉公候間、爲御褒美譜代家被成下子孫江茂

相續被仰付被下度奉存候事。

以上

丑

二月八日

尚泰王世代

咸豐九年己未二月十八日、爲親見世若筆者。勤役一箇年。

咸豐十年庚申二月二十二日、結歆髻。

譜代九世昭裕

童名松金。唐名鉏火光。行一。同治五年丙寅六月二十三日生。

父昭保。

母桓氏思戸。

以上、家譜記録から見る鉏姓小橋川家の軌跡で著しい事績を示すのが三世昭致（一七一四〜一七七七年）である。昭致は尚敬王代に久米村筆者を経て薩摩への上納米発送業務に従事し褒賞を受けている。尚穆王の冊封後に派遣された謝恩使に加わり、八重山在番筆者として石垣島に渡り、進貢船を支援するため座間味島・久米島に渡り、その間に大和横目を三度こなし、砂糖座や給地御蔵の大屋子も勤めた。その才覚を多いに発揮したのが、福建からの復路である。大島宇検港を経て出発したが、悪天候で帆柱や船具を失い沖永良部島に漂着し、そこから糧食や木材調達のために屋久島まで出かけて、修理帰港した。船内には泊から出港した漂着民への清朝支給の銀両精銭を積んでおり、それらの収支明細を帳簿にして提出し、高く評価されている。

旅役は常に無事往復できたわけではない。那覇に帰港しなければ王府にとつて一大損失となる。乾隆二三年（一七五八）の航海のように、たとえ漂着しても一同の尽力により船が帰還すれば、損害や出費があつても利益は確保される。他方において、当人の能力と判断を越えた事態―遭難や病死に見舞われることも珍しくない。このリスクの高い職務に鉏姓小橋川家では昭致以外に従事していない。むしろ、経歴になるような公務に就任したことの無い家族が譜代の家譜冊分けを実現するほどの蓄財ができたのである。糸図座に冊分けを認めてもらい家譜を仕立てるのに「布（錢）百八拾石七百文」という多額の財産を費やしている。これ以外にも様々な交渉や手続きがあり苦心したと思われる。

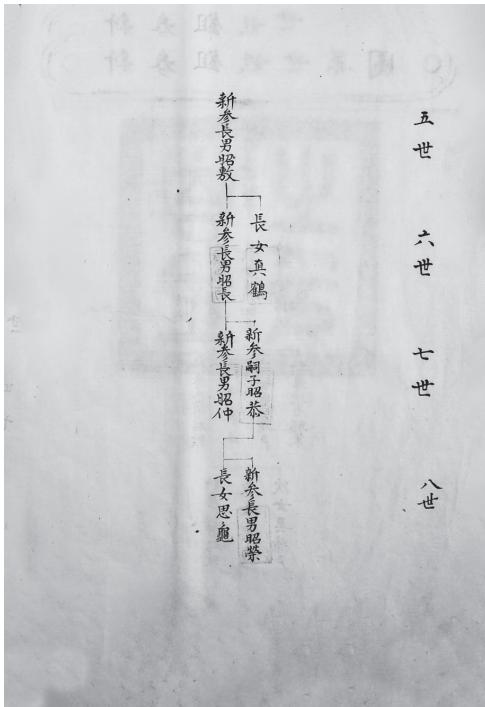
こうして王朝末期に琉球定式の家譜を手に入れた鉏姓小橋川家であるが、これによつて家計に支障を来さないほどの余裕があつたことを示している。なにより注目すべきは、主婦としてたくみに家業を切り盛りし蓄財に成功して、国王冊封の大典のために献納まで行ったことを王府に労つてもらおうという真鶴当人の強い願いを実現したことである。

鉏姓小橋川家の家譜では正統は八世、支流は元服前の九世で止まっているが、九世以降になると、新参（正統）と譜代（支流）とは、「五服」の範囲からはずれた関係となる。五服については琉球にも「五服図」が伝来しており、親族の範囲としてある程度意識されていたと推測される。小橋川家では、一世・二世・四世の代に次男三男を異姓に出継させており、三世昭致は三男昭義に岳父麿良興を継がせている。昭義からすると良興は外祖父である。そして、七世跡目昭常（一八一八〜一八五二年）はもと崔氏で五世昭興（一七七四〜一八〇四年）の娘真牛の息子である。真牛の兄が亡くなり弟もいなかったため、道光七年丁亥十一月二十八日（一八二八年一月一四日）に実家を継承させたのである。昭興は物故しており、真牛の母真蒲戸が決めたのであろう。昭常の実父から提出された文書の写しが遺されている。そして、証文は昭常（真三郎）が下儀保村の野国親雲上を頭とする与に属する無系新垣筑登之親雲上の家内（世帯）にて養育されていたことが窺える。与が変わることに伴い、宗門改めに必須の木札を作り直す手続きが必須であつたことを示している。【文書3】については、下儀保村与中の連名人の写しと思しき書付がある（卯十二月）。なお、久米村無系小橋川筑登之親雲上の娘樽金は新参慎姓寛配（一七三〇〜一七七六年）に嫁いでいる。こうした「無系」でありながら筑登之親雲上という位階称号を持つ者がどのような身分であつたのかについては、筑登之座敷から里之子座敷に移行する「筋目直り」とともに他日を期したい。

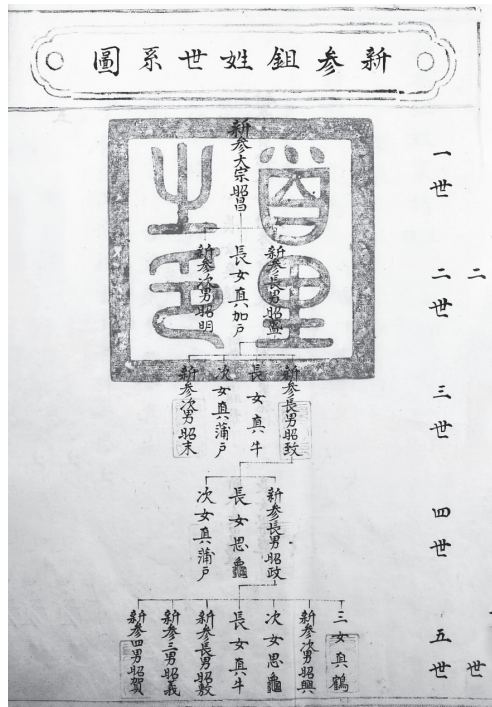
【文書2】

口上覺

乍恐申上候。私次男眞三良事、去年奉訟、久米村新参鉏氏故小橋川仁屋跡目二被仰付候事御座候間、何卒此節御札取添越申様被仰付被下度、奉願候。此旨宜様御取成可被下儀奉願候。以上。



【図2】 新參鉏姓系図（那覇市歴史博物館提供）



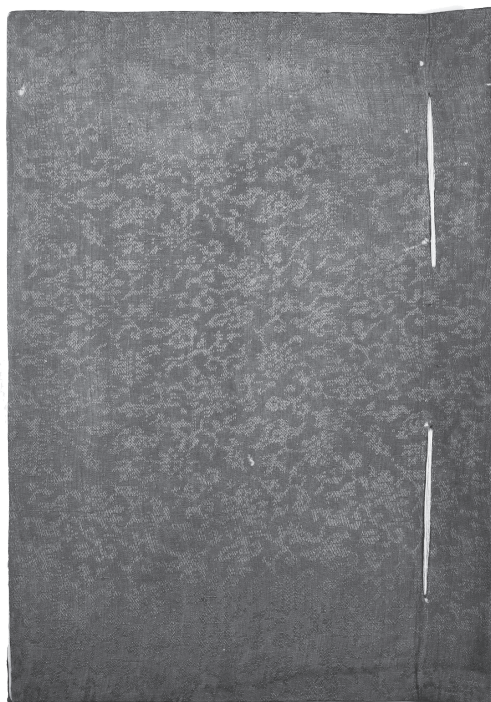
【図1】 新參鉏姓系圖（那覇市歴史博物館提供）



【図3】 譜代鉏姓系圖（那覇市歴史博物館提供）



【図5】 譜代鉏姓家譜表紙
(那覇市歴史博物館提供)



【図4】 新参鉏姓家譜表紙
(那覇市歴史博物館提供)



【図6】 安平田御嶽 (筆者撮影)

卯

六月

下儀保村崔氏次男

大嶺筑登之親雲上

【文書3】

證文

譜代崔氏嫡子大嶺筑登之親雲上甥弟次男大嶺筑登之親雲上次男

眞三郎

右下儀保村野國親雲上與内無系新垣筑登之親雲上家内方私與内故小橋川仁屋女子眞牛抱二相成、御札取添趣申候。爲後証如件御座候。以上。

與頭若狭町村

宮里筑登之

野國親雲上

與中衆

これらの継承は「跡目」と特記している場合もあるが、「異姓不養」とか「昭穆相当」という中国的な慣行と逆のことであり、新参・譜代両家とも異姓の継承者によって存続している。一人息子に先立たれた六世昭長は七七歳の時、糜良憲の一九歳の息子に継がせている。この新参七世昭恭の実父良憲と糜良興との間柄は不明であるが、昭常は眞牛の甥の世代とほぼ同じ年齢であるから、イエの継承者として不自然な感はない。しかもそれは正式な申請と審査によって公認された法的行為であつて家譜にも明記されている。

以上、小橋川家をめぐる事例から、那覇系の土族にとつて、五服の範囲外の「族人」から同姓の嗣子を求めてまで父系の血統を永続させることよりも、異姓の親類であつても適格な継承者を受け入れ、イエの存続

発展を重視していたことが指摘できる。当家にとつて「唐系」家譜への変更には形式的に他の土族と同様になったという自尊心を満たす意義があつても、これをもつて儒教的ないし中国的な原理を受容したという解釈を導くのはあまり妥当ではないように思われる。

なお、傍系の家族が譜代に家格を上げたことが必ずしも正統の家との断絶や不仲を意味するわけではない。その結果として新参のままの嫡流も家譜新造の恩恵を受けている。新参七世昭常の娘眞蒲戸の生子証文に一門として印判のある小橋川筑登之親雲上は六世昭長であろう。次の文書を提出したのは昭長である。

【文書4】

口上覺（角印）

乍恐申上候。私系図之儀、和系格二而系鈞所差支候付、急度唐系格江引直候様被仰渡趣承知仕候。依奉訟候者、此節系者唐系格、禄者此中之通、且又文章之内開仕兼候處、添召證仕候様、被仰付被下度奉願候。此旨諸所成可被下儀奉願候。以上。

亥

十月

久米村鉏氏

小橋川筑登之（印）

昭長（添え書き）

譜代の方でも、昭常の子女のために文書が作成されており、冊分けを前にして記録原簿の点検と加筆を要したことが窺える。ここでは、一門の昭長ではなく、眞鶴の名代として男性が提出している。

【文書5】

覺（角印）

朱札改帳引合（朱字、印）

嫡子 小橋川思龜
女子 真蒲戸

右去丑年、譜代家被仰付置候間、御朱印系図御引直之上、此節御改帳面御引合通申様被仰付度奉願候。此旨旨様御所成可被下儀奉候。以上。

未

五月

若狭町村嫡子小橋川筑登之妻名代

安里子(印)

こうして鉏姓小橋川家は分岐した。『氏集』十六番では新参が大宗を継ぐ家として譜代の前に配されている¹⁵⁾。三世昭致を除き、どちらの家譜にもめぼしい経歴を見出すことはできない。官職による俸禄や役得以外の別の経済的基盤があったのであり、それは商工業以外に考えられ¹⁶⁾ない。しかしながら、その家業が具体的に何であったのか、家伝資料からも窺うことができない。那覇・泊の新参士族は産業振興や工芸品製作や進貢・上国における操船など卓越した特技が評価されたものがほとんどだといわれる¹⁷⁾。献納も好調な家業を反映している。新参慎姓東恩納家では、下の座十五人表を構成する日帳主取によって筆づくりが評価されたことが、士族身分再認証の契機となっただけでも、家業として続いたようではない¹⁸⁾。那覇・泊の新参士族は状況に応じて家業を選択し与に近い範囲内で住居も移していたのではないだろうか。久米村には「島中」と呼ばれた世帯がある。鉏姓小橋川家の「仕次書」の表紙には久米村と記されたものがある。姻戚関係もあり公務上の関わりもあった。鉏姓小橋川家は一貫して若狭町村の与中に属していたと思われるが、久米村の出身でなくても、売りや貸しに出された家屋敷に住む者が珍しくなかつたことが窺われる。

鉏姓小橋川家に大きな転機をもたらした御借上という名目の献金は王府にとって貴重な財源であつて¹⁹⁾、七世小橋川筑登之昭常に下賜された木綿など代価として全く釣り合うものではない。御借上の文言では金銭のみならず余剰物は何でも供出することを求めている例が多い。こうして、方々から集められた物品は献金した者に何らかの見返りを与えることを可能にしている。つまり、御借上に応じた者にとって褒美の品そのものの利得よりも、下賜されたという事実が家譜に記載されることに最大の動機があつたのである。

首里王府の向姓も含めた士族層に対する姿勢の一つとして、一定の世代が経過すると、兄弟各自を一世とした家系に分岐させ、それぞれの家譜を持たせる傾向が看取される。これが冊分けと関連している²⁰⁾。譜代小橋川家の家譜の序でも明確であるが、嫡流でない限り、それ以降の祖先と一世の記録は簡潔なものとなる。そこには、親族集団の拡大を抑制するような政策的意図が感じられる。鉏姓小橋川家の場合、王府の意向ではなく、多額な献金に見合う措置として、譜代の格式を与えるために分岐することになつたのが特異な点といえよう。

第二章 小橋川家文書における「鄧姓家譜序」と系図

鉏姓小橋川家の家譜の序文を見ると、一世昭昌の父小橋川筑登之親雲上の履歴のみを示すに過ぎず、定型化した文章や修辞など全くないことが目を引く。他方において、小橋川家文書には、二冊の家伝文献「古來紀錄書」(明治三八年四く五月)と「南風原間切兼城村大屋嘉手苅筑登之親雲上墓之伝書と写之」(丑八月吉日)がある。そこには、鄧姓小橋川親雲上が尚稷(尚円王・尚宣威王兄弟の父の名称)の末裔であるとか²¹⁾、鄧姓小橋川親雲上が義本王(舜天王の孫で英祖に讓位したという)の子孫今帰仁按司を祖とする兼城按司の躰として家系を継ぎ国王に認め

られたといったことが記されている。成立年代も情報の出所も異なるせいか、相互につじつまが合わないのは首肯できるとしても、この故事も過言ではなからう。後者の冒頭には康熙四七年（一七〇八）撰「鄧姓家譜序」と系図が抜粋されており、その後は道光二三年癸卯（一八四三）の尚育の王代に行われた一門親類の範囲を超えた集団による巡拝行事をめぐる内容となっている。

この文献の成立は癸丑とあるので咸豊三年以降とみられるが、鉏姓小橋川家が献金により王府から褒賞を受けたのは道光二十一年と咸豊三年（一八五三）である。このことから、王府に対して譜代の家格や家譜の冊分けを求めていた時期に並行的に先祖を遡及し、ゆかりの今帰仁巡拝の行事に参加していたことが判明する。

以下、漢文体の「鄧姓家譜序」を内容から検討するために、三段落に分けて読み下し文を示す。一段と三段目の部分は中国風の様式的な文章となっており、本稿にとっては第二段落が重要である。

【鄧姓家譜序】

夫れ家の譜有るは、猶お国の史有るがごとし。国に史無ければ則ち一代の勤徳、何を以て明らかにせん。況んや家に譜無ければ而ち祖の功徳、照然たらしめんと欲し以て之を稽うるも、亦た顕わし難く、筆すに非ざるなり。蓋し支分流衍の間、系序淆れ易く、歲月更移の後、功烈顕し難く之を譜に筆すに非ず、以て後世に垂れんとすれば、則ち將に其れ久しく茫然として祖考の自る所の事業創する所を知らずに至り、或いは相い視ること秦越の如きなり。茲において謹しむ吾が祖考の自り出づる所を筆し而ち曰う。

昔者、兼城按司に一女有り。年十六に方り秋八月、偶然にして逝き之を金峰（此の墓、始祖兼城按司より累世相伝し子孫之を要とす）

に葬る。後三日して安平田という者有りて、牛を牽き其の墓前を過ぎるに、雨を避け寄寓す。少し、墓舗の中より人有りて安平田の髻髪を揪住す。安平田大いに驚き問う、汝は是れ誰かと。墓中の人答えて曰く、吾は乃ち兼城按司の女子なり、甘睡の中、誤りて斯に葬らる、請うらくは吾が家に説知せんことをと。安平田いよいよ怪み急ぎ行き告ぐ。時に日を選び、其の家、招魂通語の儀事を為さんとし、覘巫に欲め赤飯を靈前に設け、纔かに拜祭するに方り、忽ち此の事を聴き、酔いて方に醒めるが若く、夢みて始めて覚めるが如し。親族皆な往きて看見するや、果然として蘇生す、即ちに覘をして外間崎に至り、桑条及び薄株（俗に吾伊奴夢と称す）を抱来せしめ、挽りて妖気を除き共に斉しく家に回り、亦た其の晩に当り妖気の侵害すること有るを恐れ、預め覘巫をして桑条薄株を把り、高きに登り望察せしむれば、安然として憂い無し。因りて兼城按司安平田をして賀猶子と為し家跡を継がしむ。此れ則ち吾が始祖なり。故に特に聖主の叡聞有りて賀事と為し、而ち王殿より以下人家に至り、毎年八月に日を選び赤飯を設造せしむ、且つ桑条薄株を屋上に挿すは、蓋し此より始るなり（俗に紫指と称すなり）。

真に是れ人世の奇事にして而ち吾が祖考の自り開く所なり。然れば則ち家に斯の譜無ければ而ち祖考の自る所創る所の事業を遡知することあたわずんば、則ち子孫為る者は將に不孝の阱に陥いらん。幸に今我が王の条政理治たり。万機の暇にて念ずるに、人主に祖有ることに及び、水木の源本有るを知るなり。命に随い国相・法司、有司を建て、衆臣をして悉く皆な譜を作らしむ。此れ則ち我が王の至徳洪仁にして、無窮に及び、而うして孫子為る者の大いに欲する所なり。於戲、此れ自り以後、万億斯年、永しえに先烈を承け、凶に抛り族を見、諸を按じ功を稽う、而ち三代仁孝の風と雖ども、何ぞ

能く焉を過ぐかな。

大清康熙四十七年戊子七月十五日

その元祖として「鄧姓家譜序」では兼城按司の智養子安平田を記す。牛を挽いて通りがかつた安平田が墓内で蘇生した兼城按司の一人娘を救ったという話は、蔡温が排撃するところの「遺老の説伝」を彷彿とさせるが、それが家譜制度の厳格性を損ないかねないと認識していたからでもある。

況んや凡人の情、公卿の裔を以て榮と為し、布衣の裔を以て辱と為す。若し一たび遺説を以て之を許さば、則ち人々は榮を貪り、虚を以て実と為し、詐を以て信と為す。而うして譜法、必ず弊を生ずるなり。(蔡温本『中山世譜』凡例十條)

序であることを勘案しても、兼城按司当人はもとよりその父祖がいかなる功績を上げたのか具体的に何も記されていないことが気になる。ただし、屋根に柴を指し赤飯を炊くという習俗について、一七一三年成立の『琉球国由来記』(巻一王城之公事、八月「芝の指由来」)、一七三一年成立『琉球国旧記』(巻三公事、指柴日)に「鄧姓家譜序」が引用されており、小橋川家文書の「鄧姓家譜序」とほぼ一致する。この柴差の習俗は王府の年中行事にもなっており、使者が南風原間切兼城村に派遣され、当地の根人と「外間崎」にて祭祀を行って「桑枝三束薄三束」を刈り取り(薄茅はイネ科の多年草スキ・カヤの類)、王城に持ち帰って正殿唐破風や中城御殿などでも挿されたという。この行事の趣旨として、妖気を払う他、大豆が実る時期であり、赤飯を炊いて先祖を祀るか、五行上斎戒すべき時期であるといった説が記述されている。ここでは、首里王府と南風原間切兼城村の根人との間に特別の関係があったことに着目しておきたい。

他方において、小橋川家文書に抜粹されている系図では一世は尚清王

代(一五二七〜一五五五年)の小橋川親雲上武撫である。康熙四十七年(一七〇八)は尚貞王四〇年にあたるが、安平田と武撫との関係は読み取りがたい。「南風原間切兼城村大屋嘉手苜筑登之親雲上墓之伝書」によると、康熙四十七年に系札しと家譜の仕立てが行われた際、安平田に尚円王代以来続く兼城按司の跡目継承が認められたという。武撫を元祖とする鄧姓は『氏集』七番にも、四つの首里系の家(古謝里之子親雲上、佐久本里之子、山饒瀨里之子親雲上、小橋川里之子親雲上)が記され、存続していたことが分かるが、それらの家譜の所在について未確認であり、果たして安平田と小橋川親雲上武撫が同一人物なのかどうか自明ではない。

ところで、球陽外巻として鄭秉哲らによつて編纂された『遺老説伝』には安平田子^⑤が現れる。この安平田は南風原間切津嘉山の豪民で讒言を受け官軍によつて滅ぼされ、その故居は御獄になったというものである^⑥。そして金峯の墓は兼城按司の祖先が合葬されていたという特異な場所である。讒言者は安平田子宅を通りすがりの際に酒をねだり、安平田は墓の側で雨宿りしていたという。兼城と津嘉山は同一の場所ではないし、安平田の分限も違う。ただ当地を通行する者からすると、後者の立地は前者に比べて不自然な感が否めない。

小橋川家文書の抜粹系図によると、武撫の孫は尚豊王代の明・天啓年間(一六二一〜一六二七)に兼城間切糸満地頭職に就いたという。二つの兼城はこれまた異なる場所である。安平田子(あひだし)が古い時代の南風原間切一帯でひとかどの人物であったことは十分窺えるけれども、『遺老説伝』が編纂された一八世紀前半には、特定の家系にとつて由緒ある故事として見なされていないようである。この錯綜した観の「鄧姓家譜序」と系図は、鉏姓小橋川家にとつてどのような意味を持ったのだろうか。そもそも、鉏姓小橋川家の家譜序では尚益王三年(一七一一)

から土分となり、その祖父母の名も知らないという。

この時期、鄧姓では三世長男が地頭職により糸満親雲上となり、次男は紀氏翁長親雲上の嗣子となっている。四世長男が康熙一三年（一六七四）の尚貞王代に知念間切山口地頭職に就いたが、次男野原親雲上、三男糸満筑登之は南風原間切宮平村に「居住」とある。この二人は百姓身分になったとみられる。そして、養子縁組など鉏姓と鄧姓との間で交差するところは見出せない。あえて接点を挙げれば鉏姓の名嶋（名島）が西原間切の小橋川村であることくらいである。最も重要な問題は、なぜ氏違いの鉏姓小橋川家が「鄧姓家譜序」と系図を参照する必要があったのか、どのような経緯でそれを筆写することができたのかという点にあるが、先述の事情により異同を含め検討できない。それでも鉏姓小橋川家の側から積極的な働きかけがあつてはじめて写し取ることができたとみて大過ないだろう。

本章にて対照的になつたと思われる、王朝末期における鉏姓小橋川家の姿勢とは次の通りである。つまり、国王御朱印（首里之印）を頂戴する家譜では首里王府が認め得る「序」を載せ、その信憑性を損なわないうようにしている。これは王府の権威に従い那覇系士族の分限から逸脱しないという心がけの表れである。他方において家伝の「南風原間切兼城村大屋嘉手苅筑登之親雲上墓之伝書寫之」の存在は、唐名と関連づけられる制度的政策的な「姓」に頓着することなく、王府が介在しないところで、先祖を遡及して崇拜する意志があつたことを如実に示している。これは「鄧姓家譜序」と系図の後にある「元祖」兼城按司をめぐる記述、さらに遠祖由緒の地を巡拝する記録においてさらに明確である。そこで章を改め、近世末期における琉球固有の先祖崇拜の一端について述べたい。

第三章 鉏姓小橋川家と今帰仁上り

本章では「南風原間切兼城村大屋嘉手苅筑登之親雲上墓之伝書寫之」（以下「墓之伝書」と略記）の祭祀行事に関する部分を検討する。これは首里・那覇以南に散在する人々が本部半島の今帰仁グスクと恩納間切の山田グスクを巡拝する「今帰仁上り（なきじんヌブイ）」の供物や参加者を記録したものである。始発地として西原間切嘉手苅村にある伊礼が設定され、尚円王旧宅の内間御殿を経て中城間切を通り山田・今帰仁に向かう東海岸ルートであつた。これとは別に島尻の玉城ノロ殿内へも巡拝している。今帰仁上りの会期は、毎年一回、三年、五年、七年、九年、十三年、旧暦の八月から十月の秋季に実施されたという。「墓之伝書」によると、毎年・三年・九年に中城と島尻へも巡拝を行うことになっている。毎年正月一六日と清明節には南風原間切にある兼城按司の二箇所墓を参拝するなど、各家庭の法事や親族・地域における年中行事・神事よりも広がりのある活動であるが、「今帰仁并山田神拝之時諸品物先例之通」という文言からは道光二三年（一八四三）以前から継続的に行われていたことが窺える。

この神拝・御墓祭りの儀式では仙香（線香）とお香はもとより「美花米」に餅米そして「御五水」が必須である。美花（みはな）は花米で炊き上げると赤飯になる米、「御五水」とは、ウンサクつまり御神酒のことであるが、「三味」として豚肉・昆布・豆腐・味噌・お酢、さらに焼酎も供えることになっている。菜種油は灯明用、わら唐紙は懐紙であるうか。蔡文溥（祝嶺親方）の『四本堂家礼』（一七三六年）にて供物に指定されている海産物や御茶が記されていないので、それが家庭内の祭祀と違う点かもしれない。ここでの「水撫で」は婚禮の一環として指で額に水をつける習俗とは別であり、「解で水」「撫で水」つまり由緒ある井泉から酌んできた「若水」で浄める儀式である。

現在も恒例の年間行事として今帰仁上巡り（なきじんマリー）を行っている門中（親族集団）がある。南風原町の兼城には大屋門中、与那覇に嘉手苅門中がある。大屋門中に関しては、北山王攀安知を祖とする兼城按司の末裔であり、王妃を出していた関係から、尚清王の「嫡男尚維衡の子」に継承させたという伝承がある。無論、尚維衡は尚真王の長男であり、浦添家の系祖である。尚清王の王妃は「毛氏兼城之女」（『中山世譜』巻七尚清王）である。この伝承は第二尚氏の歴史とはおよそ相容れないが、本家が「大屋（ウフヤ）」と呼ばれ黄金森に門中墓があるという点は、「墓之伝書」とかなり合致している。ただ、「嘉手苅筑登之親雲上」については、大屋門中と嘉手苅門中との関係が気になるが不明である。嘉手苅門中では同地区の沢岬門中との間で各始祖のどちらが兄か弟なのか諸説あり、そちらの方が大きな関心事のようである。なお、嘉手苅門中では西原町にあるという尚円王の「墓」を全員で参拝しているそうであるが、内間御殿だとすると、これも「内間御殿神拝」と関連して「嘉手苅村伊礼」が「墓之伝書」に現れる。

小橋川家文書「墓之伝書」や民間の伝承における尚円王と弟尚宣威の父尚稷が義本王の末裔であるという説は、蔡温も言及しているが（『中山世譜』巻六尚稷王）、蔡温はこれを是認しているのではない。この説は鄧姓小橋川親雲上と「嘉手苅親雲上」兄弟の先祖を今帰仁按司・兼城按司・尚稷三代に遡る小橋川家文書「古來紀錄書」に近似している。さらに、鄧姓小橋川親雲上長男「嘉手苅筑登之親雲上」について「尚清王世代嘉靖年間、家乏而不能妻子、故為渡世、遷于南風原間切兼城村二居住」（『墓之伝書』所引系図）とあり、鄧姓家譜には兼城村に土着した経緯が記されていたという。しかし、管見の限り、家譜では百姓となった家系について触れることはほばないように思われる。「墓之伝書」によると、今帰仁按司が末子を乳母に托して成長したのが兼城按司だという。

さらに「墓之伝書」には次のようにある。

尚圓様御間柄之由二而南風原半切兼城按司二被仰付、末世之子孫蔡昌仕候儀、按司御仁愛被遊御座候故、何連茂深奉仰二居申候役、御系記御組立之時、大清康熙四拾七年戊子七月十五日、御智安平田江御跡目為被成由、鄧氏家譜印書茂相見得申候。按司長孫兼城筑登之親雲上与申入、實八内間子之御兄弟二而按司御本生近御間柄二而家流相繼仕始祖為尊敬。

兼城按司は尚円王の親族であることから優遇され、その孫兼城筑登之親雲上は「内間子」と兄弟とされており、以来連綿と続き、安平田の時に系図が作成されたという。尚円王（位一四七〇〜一四七六年）と王妃（一四四五〜一五〇五年）との間に生まれたのは一男一女であるという。嫡子尚真の誕生は金丸即位前の成化元年（一四六五）で当歳五〇であった。金丸は正統六年（一四四一）に「妻弟」とともに首里に出て越来王子（後の尚泰久王）に仕えたというので（『中山世譜』巻六）、尚真の前に息子がいても不思議なことではない。これが民間で「内間子」として認識され、何らかの系譜が形成されていたのだろうか。内間子について、金丸が第一尚氏に仕えた頃に生まれた男子としても、第二尚氏の北山監守は尚真王の第三子からなので（『球陽』巻三）、今帰仁按司につながる。なぜ中城グスクや山田グスクも巡るのか、第一尚氏時代に護佐丸が北山監守を務めたことにちなむのであろうか。

次の尚清王の時代には、南風原間切兼城村に定着して百姓の身分になつていたという。それでも、内間子の後を継ぐ家が西原間切嘉手苅村におり、それぞれ由緒の墓を守り、かつ相互に関係を保ってきたという。

尚清様世代嘉靖年間、兼城村江住居被成百姓相成申候。然故二而按司御位牌并御一女御神位御火神致兼城筑登之親雲上嫡流之裔孫兼城村大屋之嘉手苅筑登之親雲上墓江尊敬仕申候。同人御弟内間子之跡

式者、同村内間之嘉手苺筑登之親雲上墓江御位仰仕、両家共親類中
尊敬仕申候。

こうして、安平田を一世とする鄧姓士族の家系が成立する。久米村系
以外の士族は首里や那覇・泊が居住地となるので、兼城村に居る大屋引
が代々墓守を勤めることとなった。この黄金森にある四墓は王府に認めら
れたもので、安平田のろ御墓は安平田と兼城按司の娘の墓、たという。

安平田跡式者鄧氏古謝二而候。右次第當村根本右根神居人者、世々
大屋引より罷出相勤申候。然者按司御墓并其長孫兼城筑登之親雲上、
安平田のろ御墓四力所金峯二有之候。のろ御墓与申者兼城按司之御
娘之事也。致金峯八恩償兼城按司之裔孫江世々被下置候段、記事御
世譜二委敷相見得申候。若於後年疑敷事有之候ハハ、重而古今由来
記相札可申候。安平田者兼城按司賀養子被仰付故

さらに「墓之伝書」は尚清王の時代に小橋川親雲上を輩出したことに
言及する。しかし、先に安平田は康熙年間の人物とされているので、明の
嘉靖年間と合致しない。さらに安平田・内間子の墓参りを相互に行つて
いないという。

尚清様世代嘉靖年間、西原間切小橋川地頭職被成下候處、何様之譯
二而候哉、素方安平田墓茂拜不申、今者各相別申候。右次第段々相
糺、兼城按司御次第御系祀等、別紙書記置候間、子々孫々無間違尊
敬仕候事。

附のろく毛ひ并今帰仁之火神加那志等之美神二大屋引より被相勤申
候。

なお『中山世譜』に兼城按司の記事は見出せない。これに対して「古
今由来記」の存在について述べている点は注意を要する。兼城筑登之親
雲上の先祖が兼城村に土着してから「大屋」が祭祀を継承しているとい
う説明は系図の記述と十分結びつけられるからである。この南風原間切

に土着した「嘉手苺筑登之親雲上」の子孫を根人とすることにより、居
住地や身分を越えたゆるやかな祭祀集団（引）を形成することが可能と
なっているといえよう。

根人（ねびと、につちゆ）とはムラ（シマ）や一門の草分けの根屋（根
所、本屋）を継承する家長であり、先祖祭祀を女性司祭の根神（ねがみ、
にーがん）とともに執り行う⁴³。先にも触れたように、兼城村の根人は首
里王府の年中行事に関与していたが、これとは別に一村一門の範囲を越
えて遠祖を崇拜する集団の中心となっていたと考えられる。

以上のことから看取されるのは、遅くとも尚育王の時代、伊是名島生
まれの尚稷・尚円王・尚宣威の末裔であることを示すことのできない、
すなわち向姓を持たない島尻地方の門中が兼城按司・今帰仁按司を第二
尚氏の系譜に位置づけ、自らの先祖崇拜の対象としていたという事実で
ある。

小橋川家文書「墓之伝書」によると、この行事の参加者として「無系
一門中」城間筑登之親雲上以下一七名が記される。位階称号があるが、
「無系」といつている以上、系持ちで地方居住の屋取（やーどうい）と
は異なる存在であるように思われる。かつては相応の分限であったが、
鄧姓三世糸満親雲上の次男三男のように「継り入り」を認められず百姓
身分になった者の末裔であろうか。士族層として富吉筑登之（鳥小堀村）、
平敷屋之子親雲上（赤田村）、徳濱里之子親雲上（桃原村）の首里系紀
姓三名が見出される。紀姓については『氏集』二番に九家（徳濱里之子
親雲上、佐久原里之子親雲上、平敷屋里之子親雲上三家、祝嶺里之子親
雲上、平敷屋筑登之、富吉里之子親雲上、桑江子）が掲載されている⁴⁴。
いずれも翁長親雲上紀圍の子孫であるが、小橋川家文書の鄧姓系図によ
ると、この翁長親雲上は鄧姓小橋川親雲上三世で次男の大嶺親雲上好寛
であり、翁長親雲上紀氏好長の嗣子となったという。鄧姓家譜により確

認することはできないけれども、紀姓の名乗頭字である「好」に変更したことがわかる。紀圍の名乗は「好長」なので、後の紀姓がもと鄧姓の好寛の家系なのかどうか不明である。

そして、小橋川筑登之親雲上（小祿間切小祿村）と小橋川筑登之（若狭町村）が鉏姓小橋川家の成員とみられる。時期からすると、前者は六世昭長（当歳五三）、後者は七世昭常であろうか。小橋川家文書に兩名を記した「仕次書」があるが、昭長の居住地などが記されず傍証に堪えない。次の「覚」は、王府が発給した文書ではない。冒頭部分のみのようであるが、これだけでも兼城村の大屋が「嘉手苅筑登之親雲上」として「大屋引親類中」から敬意を集めていたことを知るに足る。この小橋川筑登之は道光一七年（一八三七）に跡目相続した昭常であろう。黄冠の養父というのは、むしろ昭常実父の大嶺筑登之親雲上を指しているのかもしれない。いずれにせよ、昭常の妻真鶴が健在で長男昭保（思亀）が譜代八世になった頃とみられる。

【文書6】

覚

一 養父黄冠

道光十七年酉十二月朔日。咸豊元年亥十一月死去。

道光貳拾三年癸卯五日、兼城村大屋ノ嘉手苅筑登之親雲上之拜人数書置二若狭村小橋川筑登之御名前相立此（以下欠力）

ただ、「墓之伝書」では肝心の鄧姓の家が参加しているのか判然としない。また鉏姓小橋川家の家譜記録を見ても紀姓・鄧姓出身の配偶者はいない。それでも小橋川家女子の嫁ぎ先が一部しか記載されておらず、紀姓・鄧姓の家譜を参照できないので、全く姻戚関係がなかったとは断定できない。さしあたり、系譜的に鄧姓と関わりのある紀姓の里之子座敷の土族ないし兼城村の大屋引根人を介して「鄧姓家譜序」と系図など

を写し取り「墓之伝書」を作成したと推測しておきたい。さらに、この時期、小橋川里之子親雲上など首里系の鄧姓では別の集団で今帰仁上りに参加していたことも十分あり得ることである。

おわりに

一七世紀前半に那覇に定着した鉏姓小橋川家の祖先がどこから来たのか、伊波普猷のような「追遠記」を草するための材料はない。尚円王の子孫である向姓では、その身分上の懸隔が著しくなり、宗廟祭祀から排除されても、その系譜は明確であり、別の先祖を見出すことはできないし、許されることではない。鉏姓小橋川家として、氏名（うじな）が定まっているので、不正を犯して他姓の系譜に「掠め入る」ことは困難であり、その必要性もなかったであろう。それでも、なまじ遠祖が明記されていないだけに、家譜系図の元祖や一世を超越した先祖を敬慕することができた。これは亡父から高祖父までを祀るといって「親尽くれば毀つ」という儒教的な祖先祭祀の原理とは異なる方向性である。もともと中国でも中原から各地を転々としながら南方へと移住する過程を経て数十世数に及ぶという系譜を誇示する宗族があった。⁴⁵⁾

琉球では、宗族のような二ージに包摂されない人々が「親類中」として寄り合いの金品を供出し先祖由緒の土地として古い墓や井泉を巡り拝礼を行っていた。この行事は排他的な系譜意識に基づくのではなく、共通のルーツを求める意志によって成立するのであって、現住地はもとより身分や家柄さえ越えた結びつきであり、門中・親類・与内という系図座や大与座などが公的に把握し、⁴⁶⁾ 当人間でも間柄が自覚されている範囲で実行されるとは限らないようである。母や妻の姉妹の婚家まで範囲を広げると、さらなる縁が生じるだろう。それは、王権が関与しない民間で古くから続く融通性の高い祭祀であったのだろうか。日露戦争の年に

書き取ったという「古来記録書」(一九〇五年)は、そうした先祖崇拜の記憶が継承されていたことを裏付けている。このように、小橋川家文書には当事者のみが熟知し記録に遺されにくい近世末期における民間の伝承と祭祀を伝える貴重な史料が含まれている。

- (1) 本国将有冊封大典、其時款待天使之需甚及浩繁、奈国財不裕、難以備辦。時有昭常妻聞知其由、將銅錢十六万貫文奉借公家、以補其需。由是朝廷賞陞譜代籍以表彰其志。(『球陽』卷二二尚泰王六年「褒嘉那覇府若狭町村組必達小橋川筑登之昭常妻忠志世陞譜代籍」)
- (2) 田名真之『沖繩近世史の諸相』(ひるぎ社、一九九二年)、一四二頁。
- (3) 小橋川家文書の概要については、「伊江御殿家関係資料」国重要文化財指定記念・那覇市歴史博物館企画展の『古文書に見る首里・那覇の土族社会』(那覇市歴史博物館、二〇二〇年)を参照。さらに『那覇市史資料篇』第1巻8家譜資料四那覇・泊系(那覇市企画部市史資料室、一九八三年)の口絵として覚・覚写・口上覚そして家譜新造に「金百八拾石七百分」を支出したことを記す「請取」のモノクロ写真が掲載されている。
- (4) 『沖繩県地名大辞典』(角川書店、一九八六年)、三六一頁。
- (5) 咸豊六年(一八五六)、崎山村嫡子山城子が申口方・双紙庫理配下の大台所に提出した「口上覚」に一門山城筑登之親雲上・親類小橋川筑登之親雲上が連署している。崎山村は首里に属するので、組姓小橋川筑登之親雲上ではない。家譜でも婚姻関係がないことが分かる。『琉球王国評定所文書』第一二巻(一九九六年)、一九一頁参照。以下、『琉球王国評定所文書』全一八巻補巻(浦添市教育委員会、一九八八〜二〇〇一年)は『評定所文書』と略記。
- (6) 『球陽』卷二二尚泰王五年(一八五二)参照
- (7) 『球陽』卷二二尚泰王一年(一八六一)参照。

(8) 『球陽』によると、道光一五年(一八三五)以降、尚育王・尚泰王の冊封のために献金を募った際、「銅錢一六万貫文」で百姓から新参士となった者三〇名、譜代籍に昇格した者二〇名を数えるという。比嘉春潮・崎浜秀明『沖繩の犯科帳』(平凡社、一九六五年)、一九七・一九八頁参照。

- (9) 「仏人來着并仏人逗留二付而之日記」の咸豊七年二月七日の記事に泊詰御評定所筆者衆として若狭町村の小橋川思龜の名が見られる。「仕次書」に記されることもない役目である。『評定所文書』第一三巻(一九九七年)、九三頁参照。
- (10) 『氏集 首里那覇』(増補版、那覇市企画部文化振興課、一九八九年)一八番七六頁。
- (11) 毛姓豊見城家には二つの家譜がある。光緒七年までを記す家譜では「始祖中城按司護佐丸盛春」の割注で山田按司を上げる。康熙二九年十二月序『毛姓家譜』には無く、系図の様式や装丁の差異の他、こちらも注意すべきである。『毛氏先祖由来記』(琉球大学附属図書館伊波普猷文庫)や「護佐丸祖先墓碑」(二七四〇年)は、護佐丸の父として恩納間切の山田城主を記す。
- (12) 咸豊六年(一八五六)、那覇東村国吉筑登之親雲上の娘真呉勢は薩摩人から仕入れた米・大豆・饅節等の代金「錢五千貫文」を払えず訴えられている。『評定所文書』巻一一(一九九五年)、二五二〜二五六頁参照。
- (13) 『新参慎姓家譜』(沖繩県立博物館東恩納寛惇文庫)。
- (14) 田名真之「琉球家譜の成立と門中」(『歴史学研究』七四三号、二〇〇〇年)のち『系図が語る世界史』青木書店、二〇〇二年再録。
- (15) 『氏集 首里那覇』、二九頁。
- (16) 「諸士」と「百姓」との間に「町人」という身分が定められていない近世琉球においては、双方から商工業を営む者が現れていた。豊見山和行「近世琉球の士と民(百姓)」(大橋幸泰・深谷克己『江戸』)の人と身分6 身分制をひろげる』吉川弘文館、二〇一一年)を参照。
- (17) 『那覇市史資料篇』第1巻8家譜資料四(那覇・泊系)の解説を参照。

(18) 『新參慎姓家譜』参照。

(19) 尚育王の冊封後、王府は「銅錢二百四十万貫文」を各間切に「賑恤」している。『球陽』巻二一年尚育王四年（一八三八）。

(20) 国王の世子以外の男子は王子として分岐する。尚貞王の三男小祿王子の五子はさらに家系を分け別々の家譜を持つことになった。こうした一世代間での冊分けにより、王族でも急速に身分の懸隔が生じヨコの関係性も希薄になる。拙稿「向姓新城家の軌跡と板良敷親雲上の跡目僉議」（『琉球大学教育学部紀要』一〇三集、二〇二三年八月）を参照。

(21) 尚稷を父とする兼城按司の長男は第一尚氏尚忠王の命で今帰仁按司となったが、佐敷小按司の軍に討たれ、次男が家統を継ぎ、その孫が小橋川親雲上・嘉手苅親雲上だという。

(22) 蔡温は、尚円王と弟尚宣威王の父を「王考尚稷」として王統譜と国王祭祀に位置づけながら、それより先に遡及することを強く戒めており、それは『中山世譜』の内容と円覚寺太廟・崇元寺先王廟の祭壇に反映されている。拙稿「蔡温による修史と第二尚氏の系図・廟制」（『沖縄文化研究』五〇号、二〇二三年三月）を参照。

(23) 地元では、玉城王（英祖王統）の末子大城按司の次男が兼城の新屋大主の養子となり、内嶺按司は北山王攀安知の五男を養子とし、この虎寿金が尚円王代に兼城按司となり、尚真王第四子龍共徳（越来王子尚龍徳か）を養子にしたという伝承がある。こうした由来譚は基本的な筋は同様でも各地で多少の差異がある。その真否はともかく、近世に王府が編纂した典籍に根拠を見出せず整合性もとれない説話が民間に存在するという事象は看過できない。南風原町史編集委員会（編）『南風原町史』六巻民俗資料篇『南風原 シマの民俗』（南風原町、二〇〇三年）、二二七頁参照。

(24) 『氏集 首里那覇』、二九頁。

(25) 『沖縄の家譜―歴史資料調査報告書VI』（沖縄県教育委員会、一九八九年）

に未掲載。補注参照。

(26) 往古南風原間切、津嘉山村、安平田子、勇而巨富、家人亦衆、無不備者、構大屋于津嘉山、与喜武マキタ之際、而住居焉。一日大宴以飲、時有具志頭間切人、過其門外、酒欲即動、遂托辞以口渴、而入求水、惟与水而不与酒、則挾恨進讒于時王、以其有逆志。王命官軍、討而誅之。未幾、有古葉（樹名）真根（草名）併樹木、叢生于其宅。其妻子大驚、遷于別地、遂以其宅為嶽、名之曰安平田嶽。『遺老説伝』巻三、一〇六項）

(27) 近世では、玉那覇ノロが照屋・玉那覇両村の百姓とともに祭祀を行っていた。『琉球国由来記』巻一三各処祭祀二南風原間切・照屋村の「アヘダ之殿」「同御嶽之殿」を参照。南風原町立湘南小学校の西側丘陵中腹にある。

(28) 『球陽』には尚豊王代の明・崇禎年間（一六二八～一六四五）の記事として、「鄧氏糸満献米三十斛」「鄧姓糸満引普天間間後河水注入農田」「鄧姓糸満奇謀以捕山北当謝」（巻五）が掲載されており、宜野湾・北谷間での農業用水の確保、国頭での山賊捕縛など大いに活躍したことが明記されている。鄧姓小橋川親雲上の嫡流の家譜には、この事績が掲載されているはずである。

(29) 喜屋武に宮平の「山口」を本家とする山口門中がある。「糸満ビチ」との呼称で、戦前に鄧氏の家譜を保持していたといい、「アジシー墓」が黄金森にあるという。「糸満」という屋号は門中の中間的な先祖である中元（ナカムトウ）によるもので兼城間切糸満（糸満市）で役人をしてきた者にちなむという。アジシーとは按司・子か。「鄧氏家譜序」の金峯の墓が想起される。近代に鄧氏旧士族が移転していたのかもしれないが、それより古くからの縁があったことも十分考えられる。宮平の本家は山口門中の男性が継承したという。注（23）前掲書、一八八・一八九、三五五頁参照。

(30) 唐名については、東恩納寛惇「琉球人名考」「琉球人名考補遺」「琉球の人名の研究」「氏姓考」（『東恩納寛惇全集』六巻、第一書房、一九七九年収録）を参照。

- (31) 今帰仁上り(なきしんヌブイ)あるいは今帰仁上巡り(なきしんマミー)などについては、小島瓊禮「北方の王者の聖地巡拝」「王権を支える聖地の巡拝」「グスクの聖地の形成」(谷川健一編『日本の神々 神社と聖地』二三、白水社、二〇〇〇年)を参照。
- (32) 東恩納寛惇「神酒・御花・御五水」「神酒考補遺その他」(『東恩納寛惇全集』八巻、第一書房、一九八〇年)を参照。
- (33) 真栄田義見(編)『沖縄文化史辞典』(東京堂出版、一九七二年)、「水撫で」「若水」の項目を参照。
- (34) この儀式を「おもひ撫で(ウヒナデイ)」と称した。外間守善『混効験集 校本と研究』(角川書店、一九七〇年)、四四二頁「すで水」を参照。
- (35) 注(23)前掲書、二五八・二五九頁参照。
- (36) 「向姓家譜(小祿家)」(『那覇市史資料篇』第一巻7家譜資料三首里系(那覇市企画部市史資料室、一九八二年)、二一七頁によると、尚維衡(朝満)の三子の内、家系を遺したのは小祿按司の元祖長男朝喬のみである。
- (37) 『王代記』(琉球大学附属図書館伊波普猷文庫)によると、尚真王第四子越来王子尚龍徳(朝福)は嘉味田親方の家系の元祖という以外、母や生没年・埋葬地など一切不明。尚清王の王妃の実父毛氏兼城は平安名里之子親雲上(久場川村)の家系の元祖だという。
- (38) 注(23)前掲書、二七・二八頁参照。
- (39) 注(21)前掲拙稿、四二六頁参照。
- (40) 注(22)参照。「父尚稷 太宗兼城按司 長男今帰仁按司」「此次男今帰仁親方八兼城按司家督相続其故東風平間切金城前大屋引嘉手苧元祖ト成ル」とある。
- (41) 注(11)前掲書参照。
- (42) 注(33)前掲書「ねがみ」の項を参照。
- (43) 『氏集 首里那覇』、六〇七頁。

- (44) 往昔之時、王子及按司之子皆称按司。従是年改定長子為按司、次男以下皆為下司ト士焉。(『球陽』巻八尚貞王二四年「始定諸王子及按司次男以下為下司ト」)
- (45) 牧野巽「中国の移住伝説 広東原住民族考」「福建人における洪洞県伝説」(『牧野巽著作集』第五巻、御茶の水書房、一九八五年)。
- (46) 新参慎姓の一世寛朋(寛明)は母が譜代慎姓東恩納家から傾城として離縁され、連れ子として那覇に寓居する大隅人に養育された。新参士族として認めってもらう申請では親類のみである。これは公文書や記録上の「一門」が父系の親族呼称として姻戚の「親類」と明確に区別されていたことを示す事例である。『新参慎姓家譜』の序と『球陽』巻八尚貞王二八年「始設造筆役」を参照。
- (47) 兼城按司の伝が主な内容であり、自家と鄧氏とを強く関係づける意図は窺えない。家譜によると鼻祖小橋川筑登之親雲上宗安の妻真牛は久米村出身であるが、その実家の墓が真和志間切天久村の境にあることが附記されている。(補注) 本稿脱稿後、那覇市歴史博物館にて鄧・紀姓関連資料『鄧姓世系図』(一九八三年)と『紀姓(頭字好) 正統世系家譜』を閲覧した。前者は山口門中の編集物、後者は写本である。鄧・紀姓と鉏姓小橋川家との間に姻戚関係がないこと、好寛が紀姓一世好長の嗣子となったことが確認できる。注(29)で言及した家譜原本は沖縄戦で失われ、注(28)で挙げた事績は前者に掲載されているが、『球陽』を典拠としている。小橋川親雲上撫武を山口門中の祖先としつつも、安平田子も兼城按司の躰養子で離縁されて津嘉山に転居したという。
- 〔謝辞〕小橋川家文書の利用にあたっては、収蔵機関である那覇市歴史博物館のご高配を得た。ここに記して感謝の意を示します。
- 〔附記〕本稿はJSPSS科研費(JP20K00940)の助成による研究成果の一部である。

The Genealogies of the Kobashikawa Families Surnamed Syo and Ancestor
Worship in the Second Sho Dynasty Ryukyu

Yoshiyuki MAEMURA

Summary

Kobashikawa is the name of a village in Nishihara Town, Okinawa Prefecture. In early modern Ryukyu, some of the descendants of families belonging to the *Shi* class, who were appointed by the Shuri Royal Government as *jito-shiki*, held the name of this place as their family name. This study investigates the history of the Kobashikawa family line (in the collection of the Kobashikawa family owned by the Naha City Museum of History). The position of *jito-shiki* originated in medieval Japan, and in Ryukyu, hereditary succession to this post was rarely allowed. The Kobashikawa family, a Naha lineage samurai family that had been elevated to the *Shi* class for its achievements in cargo management during the voyages to Fuzhou in China and Satsuma in Japan, did not accede to this post. The family history of Kobashigawa reveals that for generations they were not given official duties or positions that would have filled the family budget. Nevertheless, in the first half of the 19th century, during the reign of King ShoTai, the Kobashigawa family was able to raise its status from *shinzan* (newcomer) to *hudai* (successive generations) by making large donations to the Shuri Royal Government, which was about to receive an accredited Chinese envoy. Their means of amassing such wealth is unknown. Most noteworthy is the fact that, as *satu-wake*, the family that made the donation was allowed to edit their genealogy separate from the legitimate genealogy, resulting in a new branch of the legitimate with a different status from that of their patrilineal relatives. Nonetheless, the difference between Taisou (major sect) and *Shiryu* (its branch) in the *monchu* (kinship group) remained constant, even though they maintained separate family histories due to *satu-wake*. The Shuri Royal Government was not in a position to suppress *satu-wake*, as this institution made it easier to control the vassalage by creating differences among families and stimulating competition for rank and office.

In contrast, *satu-wake* also affected the bonds and activities of the kinship groups of the *Shi* class. In the southern area of Okinawa Island, some inhabitants made a periodic pilgrimage to Nakijin-gusuku and the historic sites of their ancestors. The Kobashigawa family of *hudai* with their history of dedication to the Shuri Royal Government participated in this ritual despite having no relationship with it. Behind this ritual, there was a sense of seeking and worshipping distant ancestors that transcended *monchu* and status, and this sense was supported by traditions that were inconsistent with the official history of the Shuri Royal Government. It is possible to see that around the mid-19th century, some families belonging to the *Shi* class sought both official status elevation and expanded social relations in the private sector in parallel.